

広島市地域共生社会実現計画（広島市地域福祉計画）中間取りまとめ（案）の 骨子（素案）からの主な変更点について

平成 30 年 11 月 16 日に開催した平成 30 年度第 3 回広島市社会福祉審議会全体会議（以下「第 3 回審議会」という。）で示した計画骨子（素案）からの主な変更点は次のとおりである。

1 計画の位置付け等の追加（中間取りまとめ（案）P. 1～6）

計画策定の背景と趣旨、計画の位置付け、他の福祉分野の個別計画との関係など、計画の位置付け等を追加した。

2 前計画策定後に新たに生じている課題への対応の方向性及び基本理念における表現の修正（中間取りまとめ（案）P. 9～11）

課題のうち「生きがいの確保の必要性」については、第 3 回審議会において「生きがいの押し付けのように感じる。」という意見があったため、見出しを「高齢者や現役世代が地域活動に参画しやすい環境づくりの必要性」に改め、地域活動に参画することで結果として心豊かに生活することにつながるとの趣旨で、記載内容を修正した。

また、同様の趣旨で、基本理念についても、「生きがいを持ち暮らし続ける」との表現を、「心豊かに暮らし続ける」との表現に改めた。

3 計画期間の追加（中間取りまとめ（案）P. 11）

国の計画策定のガイドラインを踏まえ、計画期間を 2019 年度から 2023 年度までの 5 年間とすることを追加した。

4 取組の内容における重点の明示（中間取りまとめ（案）P. 13）

第 3 回審議会において「どこに重点があるのか。」という意見があったため、「公助」「共助」の取組の確立・展開と、「自助」を支える「共助」「公助」による包括的な支援体制の構築に重点的に取り組み、その全市的な展開を図ることを明示した。

5 取組の内容における追加

(1) 社会福祉協議会（以下「社協」という。）と連携した取組の追加

（中間取りまとめ（案）P. 14, 17 など）

第 3 回審議会において「市社協が策定した地域福祉推進第 8 次 3 か年計画の内容を取り入れるべき。」という意見があったため、地域住民による活動を市社会福祉協議会が支援していくという取組などについて市も連携・協力していく旨を追加した。

(2) 障害者や子どもに関する取組の追加（中間取りまとめ（案）P. 13, 16 など）

第 3 回審議会において「障害者や子どもについてももう少し加筆する必要がある。」という意見があったため、子どもや障害者に関する取組を追加した。

(3) 地域における包括的な支援体制づくりに関する市の支援の明示

(中間取りまとめ(案) P.17~18 など)

第3回審議会において「地域における包括的な支援体制づくりについて、地域の果たす役割を強化するというイメージが強い。」という意見があった。これに対しては、包括的な支援体制づくりに当たり「公助」の役割が縮小するものではなく、「共助」は「公助」を補完するものであるとの考えの下、市も地域における包括的な支援体制づくりのために、「共助」を担う地域団体を積極的に支援するとともに、実際の活動においても地区担当保健師等がバックアップしていく旨を明示した。

6 地域の包括的な支援体制に係る「目標像」、「目標像に至るプロセス」及び「支援の実践例」の追加(中間取りまとめ(案) P.23~32)

地域の包括的な支援体制をどのように構築し、どのように支援を行っていくのかについて、地域住民に十分理解してもらい、実際に取り組んでもらうことができるよう、支援体制の「目標像」、「目標像に至るプロセス」及び「支援の実践例」を追加した。